

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による道路位置の指定(三件)……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………
- …(福祉保健局障害者施策推進部計画課)…
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更及び廃止……………
- …(同)…
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定……………
- …(同)…
- 指定試験等機関の指定の取消し……………
- …(下水道局)…

告示

●東京都告示第六十号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置

置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)及び転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十三年六月二十九日

昭島市緑町三丁目二千四百二十七番一及び同番四の各一部、二千四百三十五番一並びに同番三及び同番四の各一部

延長 九・五〇
 幅員 四・〇〇
 転回広場面積 九〇・七五

●東京都告示第六十一号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十三年五月十六日

小金井市桜町二丁目四百九十七番十七及び同番十八の各一部

延長 二一・〇三
 幅員 四・〇〇

●東京都告示第六十二号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十三年五月三十一日

東村山市久米川町二丁目十二番十一、同番五十六及び同番百九の各一部

延長 三四・九五
 幅員 五・〇〇

●東京都告示第六十三号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと

おり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十三日

東京都多摩建築指導事務局長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十三年五月二十三日
第一項第五号 町三丁目八百七番三の一部
延長 二五・一四
幅員 四・〇〇

●東京都告示第千六百四十四号

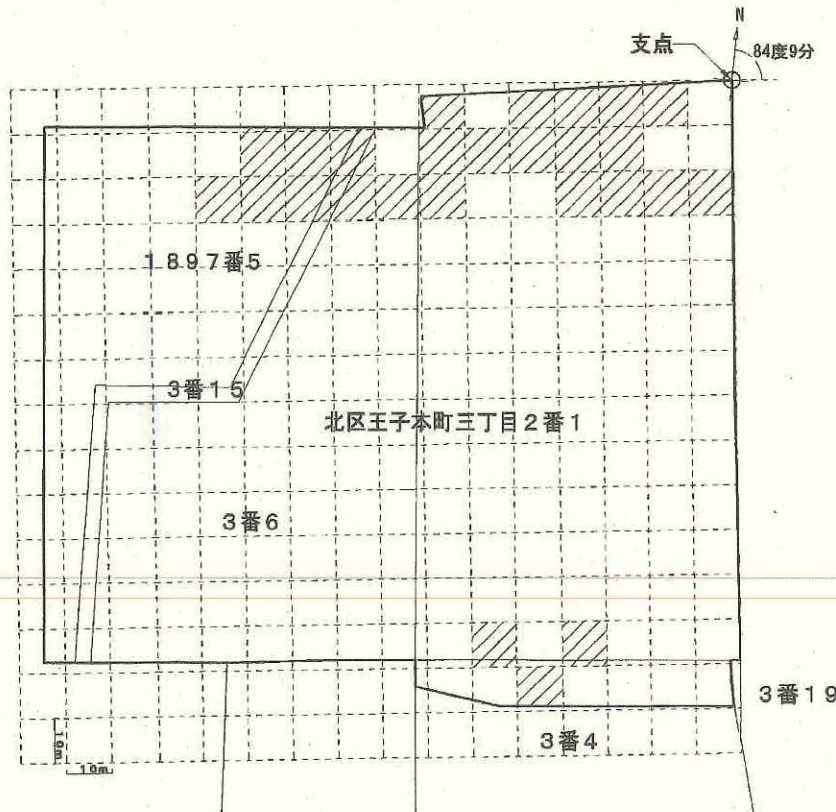
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区王子本町三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支店】
支店は、北区王子本町三丁目2番1の最北端とする。

【格子の回転角度:84度9分】
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画境界線
- 筆境界



発行 東京都

目次

- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………一
- ……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定の一部解除……………二
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定（二件）……………三
- ……………（同）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定の一部解除……………六
- ……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定……………七
- ……………（同）…
- 指定障害児通所支援事業者の廃止……………八
- ……………（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）…
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………八
- ……………（同）…
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定
……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）…九
- ……………（同）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
- ……………（同）…

告示

●東京都告示第九百八十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十条第一項の規定に基づき、（仮称）ザ・ペニンシユラ東京ヘリポート整備事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ペニンシユラ東京
代表取締役 マルコム・トンブソン
千代田区有楽町一丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）ザ・ペニンシユラ東京ヘリポート整備事業
飛行場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区有楽町一丁目に位置するペニンシユラ東京について、緊急時も想定したヘリコプターによる宿泊客等の人員や物資の輸送、さらに地震等の大規模災害発生時には、地域の緊急搬送手段（人員及び緊急物資）として優先的に提供し、地域社会への貢献に寄与するため、消防法で定める建物屋上の既存の緊急離着陸場を、航空法で定める非公共用ヘリポートとして整備するものである。

四 周知地域の範囲

- 千代田区 千代田、皇居外苑、有楽町一丁目、有楽町二丁目、日比谷公園、霞が関一丁目、霞が関二丁目及び永田町一丁目の区域
- 中央区 銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目及び築地一丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、騒音・振動を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

（一）期間
平成二十六年七月七日から同月十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二）時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

- ア 千代田区環境安全部環境・温暖化対策課
千代田区九段南一丁目二番一号
- イ 中央区環境土木部環境政策課
中央区築地一丁目一番一号
- ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法
持参又は郵送

(二) 記載事項
ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十六年七月二十八日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

●東京都告示第九百八十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第六十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月七日

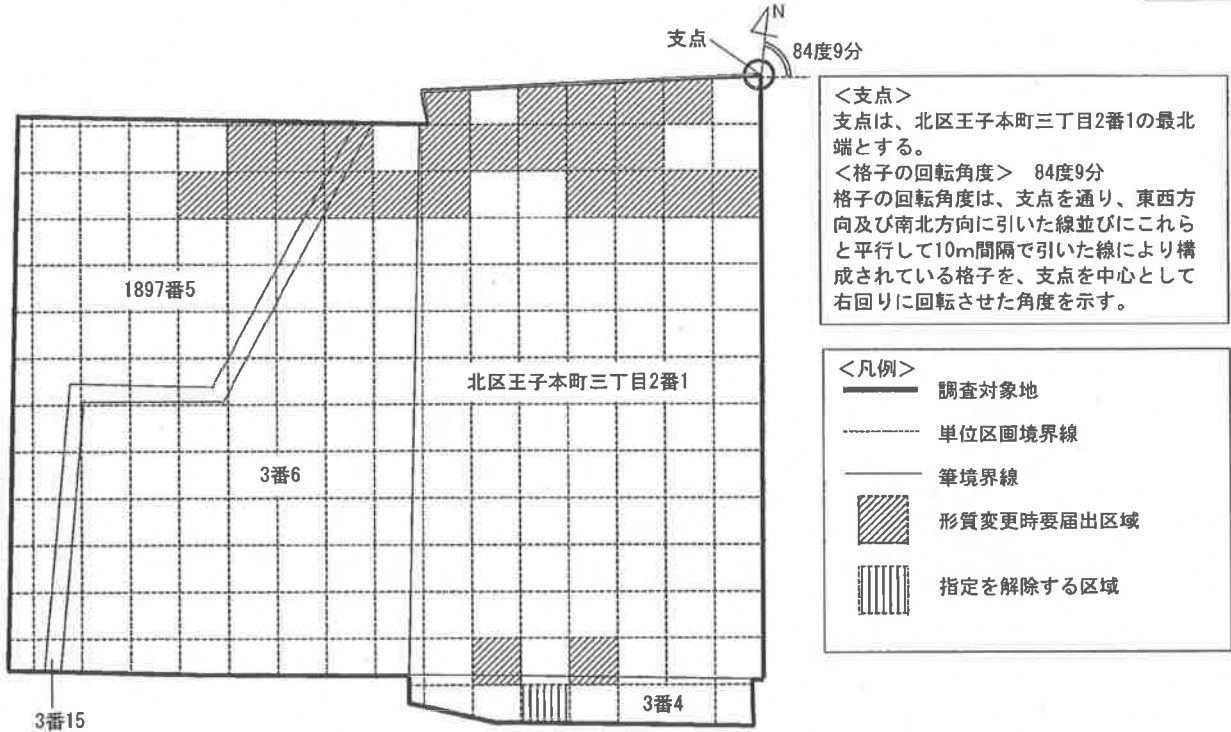
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子本町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第九百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区荒川二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物